

練馬区地域包括支援センター支所（高齢者相談センター支所）

運営事業者募集要領

1 目的

本要領は、「平成 25 年度練馬区地域包括支援センター支所（高齢者相談センター支所）運営委託」についての適切な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 件名 平成 25 年度練馬区地域包括支援センター支所（高齢者相談センター支所）運営の委託その 2
- (2) 事業目的 地域包括支援センター支所（高齢者相談センター支所）は、在宅の要援護者もしくは要援護となる恐れのある高齢者またはその家族に対し、在宅介護等に関する総合相談に応じ、保健、医療、福祉サービスが総合的に受けられるよう、練馬区地域包括支援センターと連携するとともに、関係機関等との連絡調整等の便宜を供与し、もって高齢者の福祉の増進を図る。
- (3) 委託期間 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 1 年間
※ただし、履行状況が良好である場合には、最高 3 年（更新 2 回）の随意契約を行うことができる。
- (4) 委託内容 仕様書（別紙 1）による。
- (5) 概算経費（予定価格） 21,600 千円

4 準備委託

選定された事業者は、委託事業の引継ぎを行うことを目的とした準備委託を締結する。契約期間は、平成 25 年 3 月の 2 週間程度を予定し、別途契約を行う。

3 応募要件

高齢者の福祉について理解があり、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人で、つぎのいずれにも該当するものとする。

- ① 当該業務における練馬区での入札参加資格を有していること。
- ② 東京都内の法人であること。
- ③ これまでに地域包括支援センターまたは在宅介護支援センター、介護・福祉・医療の相談業務の実績があること。
- ④ 桜台一丁目から六丁目の地域内に支所の設置場所を確保できる。
- ⑤ 当該設置場所において在宅介護支援センターの設置届出が委託契約締結までに行える。
- ⑥ 当該設置場所において地域包括システム専用回線の設置が可能である。

4 欠格事項

つぎのいずれかの事項に該当する場合には応募できない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当するもの。
- (2) 本案件の公表日以後に練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準（昭和 61 年 4 月 1 日練総経発第 394 号）第 2 条に基づいた、指名停止処分を受けている期間があるもの。

- (3) 暴力団関係者が役員である団体、または暴力団関係者が経営に実質的に関与している団体であるもの。
- (4) 法人税、法人事業税、消費税および地方消費税等を滞納しているもの。

5 選定方法

5-1 日程（予定）

- (1) 区報、ホームページによる告知 平成 24 年 11 月 11 日（日）
- (2) 応募事業者説明会 11 月 16 日（金）
- (3) 質問締切日 11 月 21 日（水）
- (4) 提案書受付期間 11 月 19 日（月）～12 月 10 日（月）
- (5) プレゼンテーション 12 月 21 日（金）
- (6) 審査結果通知 平成 25 年 1 月 7 日（月）

5-2 審査方法

応募事業者について、練馬区委託事業者選定評価項目および評価基準（別紙 2）に基づき選定委員会による審査（提出書類とプレゼンテーション）を実施する。なお、応募事業者数が 4 事業者を超える場合は、書類審査による一次審査を行う。

5-3 説明会

応募事業者は必ず参加するものとし、参加がない場合は対象外とする。

- (1) 開催日時 平成 24 年 11 月 16 日（金） 午後 2 時 30 分～3 時 30 分
- (2) 開催場所 中村橋区民センター 2 階 会議室 2・3

5-4 質問回答

募集に関する質問は、以下の内容で行うこと。

- (1) 質問期限 平成 24 年 11 月 21 日（水）午後 5 時まで
- (2) 質問方法 電子メールのみ
- (3) 担当部署 練馬区健康福祉事業本部福祉部高齢社会対策課高齢調整係
(E-mail) KOUREITAIISAKU10@city.nerima.tokyo.jp
- (4) 回答方法 平成 24 年 11 月 26 日（月）までに、説明会に参加した事業者全員に質問者名を伏せた上で電子メールにて回答する。

5-5 応募方法および提案書等の提出

プロポーザル参加を希望するものは、以下の内容で提出すること。

- (1) 提出締切 平成 24 年 12 月 10 日（月）午後 5 時まで
- (2) 提出方法 提出場所に持参すること（郵送は不可とする）
- (3) 提出場所 〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所西庁舎 3 階
練馬区健康福祉事業本部福祉部高齢社会対策課高齢調整係
（担当）西方
- (4) 提出書類（正本各 1 部、副本各 7 部）
 - ア プロポーザル参加申請書（様式 1）
 - イ 事業者に関する事項
 - (ア) 事業者概要（様式 2）
 - (イ) 法人税、消費税、法人事業税の納付証明書（1 枚のみ正本）
 - (ウ) 決算報告書（過去 3 年分）
 - ウ 提案書
 - A4 判縦左綴じ、10 ページ以内で、印刷は両面刷りとする。つぎの事項について提案する

こと。(様式3)

(ア) 支所設置予定場所

以下の資料を添付してください。

①設置予定場所の地図

②設置予定建物の平面図(面積のわかるもの、事務・相談・福祉用具展示スペース明記)

(イ) 運営方針

(ウ) 特色と取り組みたいこと

(エ) 地域包括支援センターの役割について

(オ) 職員体制(人数および職種)

(カ) 貴事業所での本事業に必要と思われる研修等の研修計画

(キ) 事故などの防止策

(ク) 緊急時の連絡体制

(ケ) 苦情処理体制

(コ) 地域活動との連携・支援の有無

(サ) 従事者の賠償責任保険の有無

(シ) 見積(内訳)

以下の事業費別に1年間にかかる費用の見積もりを算出してください。

①見守りネットワーク事業

②よりあいひろば事業

③見守り訪問員事業

④福祉用具貸与事業

⑤地域包括支援センター業務

・人件費(給与および社会保険料事業者負担の額)

・事務所経費

・事務経費

(ス) その他、特記しておきたい事項等

5-6 プレゼンテーション

平成24年12月21日(金)を予定。応募事業者に個別に通知する。

5-7 審査結果の通知

平成25年1月7日(月)に応募事業者へ個別で結果を書面で通知する。

6 選定事業者との協議

選定事業者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

選定事業者が契約締結前に、練馬区から指名停止処分を受けるなどにより欠格事項に該当した場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のものをも新たに選定事業者とすることができる。

7 情報公開

本件の業者選定情報に係る情報公開は、プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準(別紙3)に基づき公開する。

8 その他事項

- (1) 本プロポーザルは、プロポーザル方式による業者選定実施方針(別紙4)に基づいて実施する。
- (2) 参加申込、提案書等の作成、提出等に係る費用は参加者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等の書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄処分とする。

- (4) 提出された提案書等の書類に以下のいずれかに該当する場合は、無効の扱いとする。
- ア 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
 - イ 虚偽の記載をしたもの。
- (5) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした参加者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (7) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。
- (8) 本件は、当該事業を含む、平成 25 年度予算案が可決しない場合には、区は契約を締結しない、または廃除することができる。なおこれに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。

問い合わせ先・担当

練馬区健康福祉事業本部福祉部高齢社会対策課高齢調整係 (担当) 西方
練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所西庁舎 3 階
電話 03 - 5984 - 4582
FAX 03 - 5984 - 1214
E - mail KOUREITAISSAKU10@city.nerima.tokyo.jp